

# 協議会だより

## 「児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会」開催

二〇二五年九月五日、こども家庭庁（こども家庭審議会）の居場所部会「児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会」（以下、専門委員会。座長・大竹智立正大学社会福祉学部教授）が開催されました（会議資料はこども家庭庁のホームページに掲載）。専門委員会は二〇二四年三月に設置され、これまで、「児童館ガイドライン」「放課後児童クラブ運営指針」の見直しを議論してきました（二〇二五年四月一日以降、改正版が運用）。

九月五日の議事は「専門委員会第二期」の方針について「学齢期以外の『遊び』について」「その他」

について整理が行われていることから、就学期以降の遊びについて議論を進める。

○「放課後児童クラブ」待機児童対策の他、優先的に進めるべき課題の一つである事業の質と職員の確保に関係する放課後児童支援員認定資格研修事業や資質向上に係る事業等について議論を進める。

○「児童館」厚生労働省「放課後児童対策に関する専門委員会」に議論があった通り、平成二年以降実質的な改正を行っていない設置運営要綱について議論を進める（ガイドラインは令和六年に改正済）。

二〇二五年一月頃と二〇二六年一月頃に第五回、第六回の専門委員会が開催され、「放課後児童クラブの諸課題について」検討する予定とのこと。

## 令和八年度概算要求の概要について

概算要求とは、各庁が財務省に

予算を要求するものです。例年の予算編成では八月末に各庁の要求が出そろい、一二月下旬の予算案決定まで、財務省が精査し、政府予算案が決まります。その後、年明けの通常国会で審議が行われて、予算が決定します。

二〇二六年度の放課後児童対策・こども・子育て支援関連予算概算要求では、「放課後児童クラブの受け皿整備等の推進」として、二七六九億円の内数十事項要求が示されました（前年度予算額は二六八億円の内数）。以下、そのなかの新規事業をくわしく紹介します。

◇放課後児童クラブ利用手続き等に関わるDX推進実証事業（こども政策推進事業費補助金）○五億円……放課後児童クラブDXを推進するためのコンソーシアム（構成員：市町村、放課後児童クラブ運営法人、事業所、開発ベンダー等）を設置する市町村に対して、実証

に係る経費を補助する／実施主体：市町村（特別区を含む）／補助割合：定額（国：一〇分の一〇）／補助基準額（令和八年度案：一自治体あたり一〇七二万六〇〇〇円）

◇放課後児童クラブ待機児童対策支援実証等事業（こども政策推進事業費補助金）〇・七億円……待機児童が生じている都道府県・市町村が、待機児童を解消する目的で、放課後児童クラブに勤務する職員を確保するため、事業の魅力を上

させ新たに民間事業者により放課後児童健全育成事業への参入を促進する事業等について、国において採択を行い、当該事業の実施に係る経費を補助する／実施主体：都道府県、市町村（都道府県：待機児童数三〇〇人以上、市町村：待機児童数一〇〇人以上）／補助割合：定額（国：一〇分の一〇）／補助単価（令和八年度案）：（年額）都道府県一〇〇〇万円、市町村三〇〇万円

◇放課後児童支援員の確保に係る認定資格研修推進事業（仮称）（こども政策推進委託費）〇・一億円……

放課後児童支援員認定資格研修開催負担の軽減を図り、放課後児童支援員の人材確保を図るための方策を検討する／実施主体：国（民間事業者等へ委託）

◇児童館等を活用した地域課題解決モデル事業（仮称）（こども政策推進事業費補助金）一億円……地域におけるこどもの諸課題に対応す

るべく、今後の児童館の活動を開発し、普及することを目的にモデル事業を実施する／実施主体：都道府県、市町村／補助率：一〇分の一〇／補助額（令和八年度案）：一自治体あたり五〇〇万円

＊事項要求＝概要要求時に内容等が決定していない事項について、金額を示さずに予算確保を要求し、予算編成過程でその内容が明らかになった際に、追加で要求するものこと。内数は、その補助金が複数の事業に使われる場合に用いられる用語。

〈制度拡充と指導員の育成・定着を

「放課後児童支援員の人材確保」は喫緊の課題ですが、このたび示された「放課後児童支援員の確保に係る認定資格研修推進事業（仮称）」は「研修の開催負担の軽減を図る」ことを目的としており、実施方策例には「オンデマンド研修教材を開発して（修了テスト含む）提供」「オンライン実施で可能にする」こともあげられています。

この間、報道などでは虐待や貧困、不登校、子どもの自殺など緊急度の高い課題が取り上げられています。学童保育ではかねてより、これらの課題も視野に入れた保育実践を行ってきました。性暴力防止施設内虐待に関する通報が義務化されるなど、指導員にはより高い力量や職責が求められています。そうしたなかで示されたこのたびの事業は、「資格の必要性」や資格制度の根幹を大きく揺るがすものですし、放課後児童支援員は「誰でもい

い」という考え方につながる危険性をはらんでいると考えます。

「放課後児童支援員」の資格を取得するには、基礎資格を有した者が放課後児童支援員認定資格研修（以下「認定資格研修」）を受講し、「修了」する必要があります。対象者は「認定資格研修」を通じて放課後児童健全育成事業の専門領域を体系的に学ぶとされているにもかかわらず、資格の取得方法を容易化することは、子どもの命と安全を守る役割を揺るがしかねませんし、保育の質の確保そのものが困難になります。

全国学童保育連絡協議会は、有資格者となった指導員が就労継続できるようにするための制度の拡充と指導員の育成・定着に向けた方策として「処遇改善」を進めることへの社会的合意が図られるよう、先に紹介した専門委員会の議論も注視しつつ、国や自治体へ要望をつづけていきます。